

アマチュア無線局の非常通信

アマチュア無線局は、地震、津波、台風、洪水等により大規模災害が発生した場合で、一般の通信手段を利用することができない場合、又は通信が著しく困難である場合、目的外通信として非常通信をおこなうことができます(電波法第52条4号)。

阪神・淡路大震災、東日本大震災でもアマチュア無線局の非常通信は総務省でも高く評価されています。

日本アマチュア無線連盟高知県支部では大規模災害に備え、高知県支部独自の非常通信訓練を9月に実施、また、高知県の総合防災訓練に参加し大規模災害が発生した場合を想定した非常通信訓練を実施しています。

アマチュア無線局の「非常通信の送受信手順」、「非常通信用紙への記入要領」、「非常通信用紙」アップしていますので、各クラブの非常通信訓練、市町村主体の非常通信訓練にご活用下さい。

なお、連盟HPの「調べる」→「7,非常通信」に●アマチュア無線の非常通信と●非常通信に関する基本方針／実施要領がアップされていますのでご覧下さい。



【高知県総合防災訓練の様相 平成30年5月27日】